

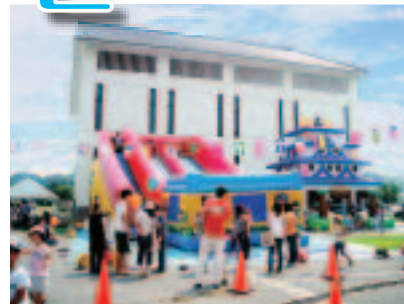
下水道

21年度下水道推進標語

下水道 地球を守るリサイクル

9月10日は

「下水道の日」



水・環境フェスティバル

「下水道まつり」開催

下水道に関する知識の普及を図り、市民の理解と関心を深め、下水道への接続促進を図るため、今年も例年どおり楽しいイベント満載で実施します。市下水道課でも会場に下水道相談コーナーを設け、下水道の接続工事等に関する相談を受け付けます。

ご家族おそろいでお出かけください。

日時 9月13日(日)

午前10時～午後3時

会場 あだたら清流セン

ター(榎戸)

※入場無料、雨天決行

今年度の下水道工事箇所

今年度の下水道工事箇所は

次のとおりです。

周辺住民の皆さんのご協力をお願いします。

▼二本松処理区

管渠布設：金色、市海道、茶園一丁目、茶園二丁目、作田、冠木地内ほか (約3.5km)
舗装：若宮一丁目、大壇地内ほか (約3,500㎡)
マンホールポンプ設置：金色地内 (2基)

▼安達処理区

管渠布設：油井字油井町、中ノ内、一斗内地内ほか (約0.7km)
舗装：油井字松葉、大森腰、松葉山地内ほか (約7,200㎡)

▼岩代処理区

舗装：小浜字反町、西勝田字杉内、つつじ山地内ほか (約10,400㎡)

利用しましょう「下水道」

下水道の効果

①トイレをさわやかにします
清潔で快適な水洗トイレが使用できるようになります。また、くみ取りの心配や浄化槽の管理といった煩わしさから解放されます。

②まちをきれいにします

汚水が側溝に流れ出ないことで、悪臭がなくなります。また蚊や蠅などの発生を防ぎ、伝染病の予防にも役立ちます。

③川をきれいにします

汚水を下水処理場できれいにして川へ流すので、水環境が改善されます。二本松の美しい自然を次の世代に残しましょう。

下水道接続は

みなさんの義務です

これらの効果は、下水道供用(下水道が利用できる)区域内の皆さんが下水道を利用することにより、初めて発揮されるものです。そのため、法律により下水道への接続が義務づけられています。

《法律のポイント》

①下水道への接続義務
(下水道法第10条第1項)

現在、浄化槽が設置されている建物の所有者は、供用後

遅滞なく、排水設備を設置し下水道へ接続しなければなりません。

②水洗便所への改造義務

(下水道法第11条の3第1項)
くみ取り便所がある建物の所有者は、供用開始から3年以内に水洗便所に改造し下水道に接続しなければなりません。

③建物を新築、増改築される方の義務

(建築基準法第31条)
下水道供用区域内で、新築、増改築される方は、下水道に接続された水洗便所以外は使用できません。

排水設備工事の融資に

対する利子を負担します

くみ取り便所から水洗便所への改造工事または下水道への接続工事の際、金融機関から無利子(利子は市が負担)で資金の融資を受けることができます。融資条件、融資限度額、手続き等詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ：

下水道課下水道管理係

☎(55)5138

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限会社

丸又葬儀社

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

☎0243-22-5598



0120-03-5598